

管理番号 No. _____

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： 看護小規模多機能型居宅介護 カレン

看護小規模多機能型居宅介護 カレン 重要事項説明書

令和3年1月26日

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(久留米市指定 第4091601080号)

当事業所はご契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要、提供されるサービス内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生時の対応
7. 秘密保持と個人情報の保護について
8. 契約の終了について
9. 苦情の受付について(契約書第18条参照)
10. 運営推進会議の設置
11. 協力医療機関、バックアップ施設
12. 非常災害時の対応
13. サービス利用にあたっての留意事項
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 華蓮
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
- (3) 電話番号 0942-51-3000
- (4) 代表社員 江上 久美
- (5) 設立年月日 平成 26 年 12 月 17 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護事業所
平成 27 年 10 月 1 日指定 久留米市 第 4091601080 号
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護 カレン
- (4) 事業所の所在地 福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
- (5) 電話番号 0942-51-3000
- (6) 管理者氏名 江上 久美
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成 27 年 10 月 1 日
- (9) 登録定員 29人（通い 15 人、宿泊 6 人、訪問看護・介護サービス）
- (10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は全て個室です。

居室・設備の種類	室数・種別
宿泊室（全室個室）	6 室
食堂・居間	1 室
台所	1 室
トイレ	2 室 洋式トイレ
浴室	1 室
消防設備	火災報知機、消火器

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 久留米市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
訪問サービス	随時
宿泊サービス	午後 4 時 30 分から午前 9 時 30 分まで

※ 受付・相談については、随時可能ですが管理者が不在の場合もあります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従事者の職種	常勤	非常勤	常勤加算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	人	人	人	人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	人	人	人	人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	人	人	人	人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	人	人	人	人	健康チェック等の医療業務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 人

（8 時間×5 人÷40 時間＝1 人）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 08：30～17：30
2. 介護支援専門員	勤務時間 08：30～17：30
3. 介護職員	勤務主な勤務時間 08：30～17：30（日勤） 07：30～16：30（早出） 09：30～18：30（遅出） 夜間の勤務時間 17：00～09：00（夜勤） 19：30～07：30（宿直） その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間 08：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
利用料金の金額を契約者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割（もしくは8割、7割）が介護保険から給付され、契約者の自己負担は費用全体の1割（もしくは2割、3割）の金額となります。ア～エのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます（(5)を参照）。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活における支援や機能訓練を提供します。

- ①食事
 - ・食事の提供及び食事の介助をします。
 - ・食事サービスの利用は任意です。
- ②入浴
 - ・入浴または清拭を行います。
 - ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
 - ・入浴サービスの利用は任意です。（サービス外利用の場合は自己責任となります。）
- ③排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④機能訓練
 - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

（介護サービス）

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活における支援や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他の契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(看護サービス)

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものにより、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指導による医療処置

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活における支援や機能訓練を提供します。

エ 相談・助言等

・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

〈サービス利用料金〉(契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)。

(1) 同一住居者以外の登録者様

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		124,447 円	174,150 円	244,810 円	277,660 円	314,080 円
2. サービス 利用に係る 自己負担額 (1-2)	1割 負担	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円
	2割 負担	24,894 円	34,830 円	48,962 円	55,532 円	62,816 円
	3割 負担	37,341 円	52,245 円	73,443 円	83,298 円	94,224 円

(1) 同一建物居住者の登録者様

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 112,140円	要介護度 2 156,910円	要介護度 3 220,570円	要介護度 4 250,170円	要介護度 5 282,980円
2. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割負担	11,214円	15,691円	22,057円	25,017円	28,298円
	2割負担	22,428円	31,382円	44,114円	50,034円	56,596円
	3割負担	33,642円	47,073円	66,171円	75,051円	84,894円

(2) 短期利用の場合(1日あたり)

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,710円	要介護度 2 6,380円	要介護度 3 7,060円	要介護度 4 7,730円	要介護度 5 8,390円
2. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割負担	571円	638円	706円	773円	839円
	2割負担	1,142円	1,276円	1,412円	1,546円	1,678円
	3割負担	1,713円	1,914円	2,118円	2,319円	2,517円

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中にて登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

*主治医が、末期の悪性腫瘍その他※①別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算	要介護 1～3	要介護 4	要介護 5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合 (1月につき)	9,250 円	18,500 円	29,140 円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合 (1日につき)	300 円	600 円	950 円

※①別に厚生労働大臣が定める疾病の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢのものに限る)、多系統縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮性、シャイ・ドレガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性委縮性、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸を使用している状態

イ その他の加算

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額			
		基本料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。	300 円	30 円	60 円	90 円
認知症加算 (I)	○認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該 対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 ○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 ○認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ○介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作	9,200 円	920 円	1,840 円	2,760 円

	成し、実施又は実施を予定				
認知症加算 (Ⅱ)	○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	8,900円	890円	1,780円	2,670円
認知症加算 (Ⅲ)	○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合	7,600円	760円	1,520円	2,280円
認知症加算 (Ⅳ)	○ 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合	4,600円	460円	920円	1,380円
退院時共同 指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合 (※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものについては2回)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問 看護体制加 算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合でその同意を得たもの。	7,740円	774円	1,548円	2,322円
特別管理加 算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合。	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加 算(Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合。	2,500円	250円	500円	750円
ターミナル ケア体制加 算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された利用者で死亡日から死亡日前30日以下まで算定されます。	25,000円	2,500円	5,000円	75,000円

看護体制強化加算 (I)	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合算定します。 算定日が属する月の前3月において、 ・主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者割合が100分の80以上であること。 ・指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 ・指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ・算定日が属する月12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 ・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること	30,000円	3,000円	6,000円	9,000円
看護体制強化加算 (II)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
総合マネジメント強化体制加算 (I)	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
総合マネジメント強化体制加算 (II)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
サービス提供体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。	6,400円	640円	1,280円	1,920円
サービス提供体制強化加算 (I)		5,000円	500円	1,000円	1,500円
サービス提供体制強化加算 (II)		3,500円	350円	700円	1,050円

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		3,500円	350円	700円	1,050円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です ※当該Ⅰ～Ⅴいずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬総単位数× 149/1000			
介護職員処遇改善加算Ⅱ		介護報酬総単位数× 146/1000			
介護職員処遇改善加算Ⅲ		介護報酬総単位数× 134/1000			
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護報酬単位数× 106/1000			

※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものとは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、期間カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
- ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◆ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、サービス提供体制加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外です。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供 (食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金 朝食：550円 昼食：700円 おやつ代：150円 夕食：700円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊につき 1,800円

ウ おむつ代

実費

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

利用料金：材料代等の実費

オ 通院車両費

- ・ご契約者が、他の病院の通院及び外出同行等に施設の車で送迎を利用される場合、車両費をご負担いただきます。

片道 500円、往復 1,000円

- ・施設かかりつけ医院以外の受診の場合、かつ院内での付添、見守りが必要な場合、付添時間に
応じた費用をご負担いただきます。

・30分未満 500円 ・30分以上60分未満 1500円 ・60分以上 3000円

カ 洗濯代

1回につき 80円

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、毎月末締めとし、翌月10日までにご請求書を発送いたします。指定銀行口座への振込みは月末迄にお願いいたします。金銭トラブルを回避するため、銀行口座振込みでお願いいたします。

福岡銀行	久留米営業部
普通貯金	No. 2916593
名義)	カ) カレン
	株式会社 華蓮

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ☆看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆ 5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の10%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「個人記録」に記録します。また、この記録は、保険給付の支払いの日から5年間保存することとします。

6.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び久留米市等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7.秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、

- 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- 行政の開催する評価会議等での情報提供のため
- その他サービス提供で必要と考えられる場合
- 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

8. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (5) 契約者からの契約解除及び中途解約があった場合
- (6) 事業者からの契約解除があった場合

9. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口：[担当者] 江上 久美 受付時間：月～土曜日 09：00～17：00

また、苦情受付ボックスを入りに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

久留米市役所	介護保険課
所在地	〒830-0022 久留米市城南市 15-3
電話番号	0942-30-9247
受付時間	8：30～17：15

【公的団体の窓口】

福岡県国民健康保険団体連合会(福岡県国保連合会)

苦情相談窓口

所在地 〒812-8521

福岡市博多区吉塚本町 13-47

電話番号 092-642-7859

FAX 番号 092-642-7857

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00

(祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

福岡県社会福祉協議会

所在地 〒816-0804

春日市原町3丁目1-7

福岡県総合福祉センター(クローバープラザ内)

電話番号 092-584-3377

(住所地特例の際は、それに準ずる保険者)

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉

きずなクリニック

所在地 久留米市津福本町 769-2

電話番号 0942-65-8506

聖マリア病院

所在地 久留米市津福本町 422

電話番号 0942-35-3322

医療法人健歯会 さくら歯科

所在地 久留米市西町 604-2

電話番号 0942-53-0827

12. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契

(3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する責任者	管理者	江上 久美
感染症防止に関する担当者	看護師	則本 詩織

18 業務継続計画に向けた強化について

1. 感染症等や非常時災害の発生において、利用者に対する指定介護看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
3. 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護 カレンのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

看護小規模多機能型居宅介護 カレン
管理者
氏名 江上 久美

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護カレンのサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

利用者代理人 住所
氏名 印